

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026年2月

グローバル法務

マレーシアでの当事務所の取組み

- ・ 駐在開始のお知らせ
- ・ マレーシアにおいて日系企業が直面し得る法的問題
- ・ 協力事務所（Shearn Delamore & Co）のご紹介

弁護士 [別府 文弥](#)

弁護士 [足立 理](#)

1. はじめに

当事務所 ASEAN（東南アジア）デスクでは、シンガポール・インドネシア（ジャカルタ）・タイ（バンコク）に弁護士が駐在しておりますが、本年（2026年）1月から、弊職（足立）がマレーシア（クアラルンプール）において、同地で高い評価を受ける大手総合法律事務所 Shearn Delamore & Co¹ に出向する形で駐在を開始しました。

本稿では、マレーシアにおいて日系企業が直面し得る法的問題についてご紹介したうえで、こうした法的問題にワンストップで対応可能な当事務所及び Shearn Delamore & Co の体制についてご説明いたします。

2. マレーシアにおいて日系企業が直面し得る法的問題

(1) マレーシア法体系

マレーシアでは、複数の法体系が併存する独特の仕組みが採用されており、連邦と州それぞれの憲法・法律に加えて、英国の法概念、イスラム法、地域の慣習に基づく規範等が重層的に用いられております。

¹ <https://www.shearndelamore.com/>

英国植民地時代の影響により、裁判例を重んじる英国の法文化（判例法）が大きく取り入れられている一方で、重要な制度の多くは条文として成文化されている点も特徴的です²。

英国裁判所の判決等は、1956年を境に、マレーシア国内の裁判所を直接拘束する効力を失ってなくなりました。それでも、英国の裁判例がマレーシアの裁判官の判断に与える影響は大きく、裁判実務において参照されることが少なくありません。また、イスラム教徒に対してはイスラム法が適用される仕組みが維持されており、地域によっては土着の慣習法が重視される場合もあります³。

さらに、マレー半島地域（西マレーシア）とボルネオ島地域（東マレーシア）では歴史的な背景が異なるため、同一国家内であっても適用される法規が異なることもあります。

(2) 日系企業が直面し得る法的問題

このように、マレーシアの法制度は、同国の多層的な歴史及び文化を反映して複雑・多様であり、マレーシアで事業を展開する多くの日系企業が対応に苦慮する法域といえます。

例えば、法務省「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」に係る報告書では、日系企業が直面し得る法的問題として以下が挙げられており、弊職からも折々、こうした問題点に関連したご相談をいただきます。

- ① 政令・ガイドライン等の下位規則が公開されていない、又は、公開されていてもマレー語版のみ公開されているため、下位規則について内容を確認することが困難である。
- ② 日系企業が行おうとする事業に係るライセンスの要否が判断しにくい。ライセンスが必要であると判断ができて、当該ライセンスの具体的な取得方法について不明確な場合がある。また、ライセンスの付与に関し、一定の条件を満たせば取得が可能とされているわけではなく、当局に広い裁量が残されている。
- ③ 輸出入規制が明確でなく、当局の場当たり的とも言える対応に振り回される場合がある。
- ④ 労働法制が労働者保護に強く傾いており、その遵守が現実的でない。また、従業員の解雇が困難であり、解雇された（元）従業員との間で紛争・訴訟になる場合がある。
- ⑤ 日系企業がマレーシア現地企業に対して債権を有する場合に、当該現地企業が債務の履行をせず、回収が困難となる場合がある。

3. Shearn Delamore & Co

Shearn Delamore & Co は、1905年に設立されたマレーシア有数の大手総合法律事務所であり、現在は100名を超える弁護士及び約230名のスタッフを擁します。

取扱分野は、企業法務・M&A、資本市場、金融、競争法、労働、税務、知的財産、紛争解決、

² 遠藤誠『世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第12回 マレーシア』（国際商事法務 Vol.49 No.4 [2021]）559頁

³ 前掲遠藤 559頁

建設・インフラ、海事、個人情報保護など多岐にわたり、主要なリーガルランキングでも継続して高い評価を得ており、マレーシア特有の多様な法制度を背景とする高度かつ複雑なプロジェクト、取引、紛争案件に適切に対処できる陣容を備えております。

弊職（足立）が同事務所に駐在することにより、マレーシアにおける法的課題に関して、Shearn Delamore & Co の専門性の高いサービスを、日本語により日系企業の皆様の視点に立った形でご提供しております。

4. おわりに

上記の通り、マレーシアの法制度は、同国の多層的な歴史及び文化を反映して複雑・多様であるところ、当事務所は、現地で発生する法的課題について、Shearn Delamore & Co の専門性を生かし、日系企業の皆様の視点に立った的確な助言を提供させていただいております。

また、ジョホール・シンガポール経済特区（JS-SEZ）を始め、マレーシアにおけるビジネスは、シンガポール・その他 ASEAN 各国との繋がりも強い点が特徴です。

当事務所では、こうした東南アジア域内でのクロスボーダー案件のサポートや、日本本社と現地拠点の連携が必要な案件において、東南アジア各国の協力事務所、駐在弁護士及び東京オフィスの緊密な連携により、ワンストップで効率的なリーガルサービスを提供できる体制を整えております。お役に立てそうなことがございましたら、当事務所宛にお気軽にご相談ください。

【執筆者】



別府 文弥（弁護士）

Email: fbepu@iwatagodo.com

2010年東京大学法科大学院修了、2017年 University of California, Berkeley School of Law (LL.M.) 修了。
2011年弁護士登録、2018年カリフォルニア州弁護士登録。
現在、Drew & Napier LLC, シンガポールオフィス駐在。
東南アジア・南アジア各国、米国、欧州を始めとするクロスボーダーのM&A取引、紛争解決、その他企業法務全般（国内・国際商取引、労働法、データ保護法、競争法関係）に関する法的助言を行う。



足立 理（弁護士）

E-mail: makoto.adachi@iwatagodo.com

データ・テクノロジーチーム及び知的財産法チームに所属し、データ・IT・通信分野（特に個人情報保護法、AI関連法）、知的財産法分野（特に著作権法、商標法、不正競争防止法）を専門とする。2026年1月よりマレーシアクアラルンプールに駐在（Shearn Delamore & Co 法律事務所への出向）し、日系企業のマレーシア関連ビジネスを現地からサポートしている。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。